

のべおか若鮎レディ派遣要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、のべおか若鮎レディ(以下「レディ」という。)の派遣について、必要な手続を定めるものとする。

(派遣手続)

第 2 条 レディの派遣を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ所定の申請書及び別添の書類等を一般社団法人延岡観光協会(以下「協会」という。)に提出し、協会から派遣許諾を受けなければならない。

2 前項の規定は、派遣許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

3 協会は、前 2 項の規定によりレディの派遣を許諾する場合においては、条件を付することができる。

4 協会は申請者より申請を受理しレディの派遣を許諾した場合、派遣許諾通知書を発行できるものとする。

5 第 1 項および第 2 項の規定による派遣許諾の申請に要した費用については、申請者が負担するものとする。

(派遣の期間)

第 3 条 レディ派遣の期間は、前条第 1 項または第 2 項の規定により協会が派遣を許諾した期日とする。

2 前項の期間満了後において、引き続き派遣を行おうとするときは、改めて申請を行い、派遣許諾を受けなければならない。

(派遣の制限)

第 4 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、レディの派遣を許諾しないものとする。

(1)協会がレディのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(2)宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に派遣するとき。

(3)協会が認める公共性のある行事でないとき。

(4)所定の申請書にて協会に申請の無い派遣のとき。

(5)その他レディの派遣が適当でないと認めるとき。

(派遣許諾の解除等)

第 5 条 協会は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該派遣許諾を解除し、または当該派遣許諾を取り消すことができる。

(1)申請者がこの要綱に違反したとき。

(2)使用者が第 2 条第 3 項の使用許諾の条件に違反したとき。

(3)前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 協会及びレディは、前項の規定による派遣許諾の解除および派遣許諾の取消しにより申請者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

のべおか若鮎レディ派遣要綱

(派遣費用)

第 6 条 レディの派遣は、有償とする。

第 7 条 レディの派遣日当は、次に掲げる表のとおりとする。

派 遣 内 容	観光協会負担額	主催者負担額
(1) 観光協会または、市商業観光課の主催協賛する観光行事・催事など	5,000円	0
(2) 市(商業観光課以外)または、その他の公的機関が主催する行事・催事等	0	5,000円
(3) 上記以外の団体が主催し、観光協会会長が認めたもの	0	5,000円

第 8 条 レディに支払う日当は派遣日数 1 日につき 5,000 円支払うこととする。

第 9 条 レディを派遣する場合において、交通費、宿泊費等の旅費及び、その他の経費を必要とする場合は実費を申請者が負担するものとする。

(派遣費用等の納付)

第 10 条 申請者は、第 2 条の派遣許諾を受けた日から起算して 1 月以内に、第 8 条、第 9 条の規定により算出した派遣費用を指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、申請者の負担とする。

2 前項の規定により納入された派遣費用は、理由のいかんを問わず、これを還付しない。派遣許諾を受けた事項の変更により新たに派遣費用が納入された場合も、同様とする。

(損害賠償)

第 11 条 申請者はレディの派遣に関して協会やレディに何らかの損害を発生させた場合、その損害を金品その他によって補填しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。